

## 鈴鹿市創業促進補助金の創設について

### 1 目的

本市では、これまで小規模事業者への支援として、資金調達の円滑化を中心に取り組んできました。

この度、これから創業する小規模事業者への支援を図るため、創業に要する初期費用の一部を補助する「創業促進補助金」を創設しました。

今後は、本補助金において、創業時の金銭的負担を軽減することで、創業を促進し、より一層地域経済の活性化を図ります。

### 2 対象者

- ・市内に住民登録があり、事業を営んでいない個人で、新たに事業を開始する人（会社を設立し事業を始める人）
- ・市内で令和7年4月1日以降に創業した人（農業・林業・漁業などの1次産業、金融・保険業以外）
- ・特定創業支援等事業(※)による支援を受けた人等、他にも諸条件あり  
(※)特定創業支援等事業・・・鈴鹿商工会議所が行う、「創業塾」の受講または、「ワンストップ相談窓口・個別指導」のいずれか

### 3 対象経費等

- ・創業日までに要した初期費用(創業日の1年前から創業日までに納品が行われていること)

設備費用: 店舗や事務所開設に伴う工事費用、店舗や事務所で使用する機械装置等

運転資金: 研修費、マーケティング調査費、広告費等

### 4 補助金額

補助率 1/2、上限30万円、予算の範囲内での先着順

#### [参考]

- 鈴鹿市公式ウェブサイト(ページ番号:1014188)  
<https://www.city.suzuka.lg.jp/sangyo/shien/1014188.html> 【創業促進補助金】
- 別添チラシ

#### [問い合わせ先]

産業振興部商業観光政策課 山本、平田(電話 059-382-9016)

市公式ウェブサイト

【創業促進補助金】

